

令和元年12月12日  
国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所

## 「第8回 遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します ～第4期重点的撤去区域(その3)について議論～

遠賀川河口域に不法に係留されている船舶については、平成23年度から「重点的撤去区域」を順次設定し撤去対策を進めているところです。

現在、「第4期重点的撤去区域(その2)」まで対策を進めてきました。

今後、対策を進めるべく「第4期重点的撤去区域(その3)」の設定について議論するため、下記のとおり「第7回遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します。

なお、対策の効果により、対策開始前の平成22年には775隻あった不法係留船が、令和元年9月時点で171隻まで減少しています。

### 記

1. 日 時 : 令和元年12月19日(木) 14:00～16:00
2. 場 所 : 遠賀川地域防災施設(遠賀川水辺館)2階めだかホール  
(直方市溝堀一丁目1-1 遠賀川河川事務所隣)
3. 議 題 : ①遠賀川河口域における不法係留船対策について  
②不法係留船実態調査結果について  
③今後の不法係留船対策方針について
4. 取 材 : 公開(取材される報道機関の方は直接会場へお越し下さい)
5. 参 考 : 遠賀川河口域の不法係留船対策については、当事務所HPにも掲載しています。  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/business/illegal/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

副所長 松岡 忠浩(内線205)

占用調整課長 仙崎 英彦(内線341)

電話: 0949-22-1830(代表) FAX: 0949-23-3487

【同時記者発表クラブ】 北九州地区記者クラブ・直方地区記者クラブ

# 不法係留船対策

## 第8回 遠賀川河口域利用対策協議会

(記者発表参考資料)

令和元年12月12日  
国土交通省 遠賀川河川事務所

# 遠賀川河口域利用対策協議会について

遠賀川河口域における適正な河川利用を推進するための方策について検討し、提言することを目的に、平成10年2月発出の河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」に則った、学識経験者・関係機関等からなる「遠賀川河口域利用対策協議会」を平成22年9月に設置。

本協議会からの提言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

## 遠賀川河口域利用対策協議会委員

| 機 関 名                     | 役 職     |
|---------------------------|---------|
| 北九州市立大学                   | 特任教授    |
| 九州工業大学                    | 名誉教授    |
| 芦 屋 町                     | 副町長     |
| 遠 賀 町                     | 副町長     |
| 福岡県警察本部                   | 生活経済課長  |
| 福岡県 折尾警察署                 | 折尾警察署長  |
| 福岡県<br>県土整備部 河川管理課        | 河川管理課長  |
| 福岡県<br>北九州県土整備事務所         | 事務所長    |
| 国土交通省<br>九州地方整備局 河川部      | 河川保全管理官 |
| 国土交通省<br>九州地方整備局 水政課      | 水政課長    |
| 国土交通省 九州地方整備局<br>遠賀川河川事務所 | 事務所長    |

## －開催経緯－

|     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 第1回 | 平成22年 | 9月16日      |
| 第2回 | 平成23年 | 1月26日      |
| 第3回 | 平成24年 | 2月17日      |
| 第4回 | 平成25年 | 1月23日      |
| 第5回 | 平成26年 | 8月 8日      |
| 第6回 | 平成28年 | 4月26日      |
| 第7回 | 平成30年 | 7月24日      |
| 第8回 | 令和 元年 | 12月19日（今回） |

# 遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

## ●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

## ●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等

⑥計画実施  
の報告

③地域の意見を反映した対策(案)の説明

④対策(案)の承認

不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

## ●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

①対策(案)の説明

②地域の意見を対策(案)に反映

⑥計画実施の報告

⑤計画の実行

○船舶所有者又は使用者

# 重点的撤去区域について

平成23年2月に九州地方整備局と福岡県との連名による策定した『遠賀川河口域における不法係留船に係る計画書』では、第1期から第5期まで重点的撤去区域を設定・拡大するようになっている。重点的撤去区域に設定された区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底される。

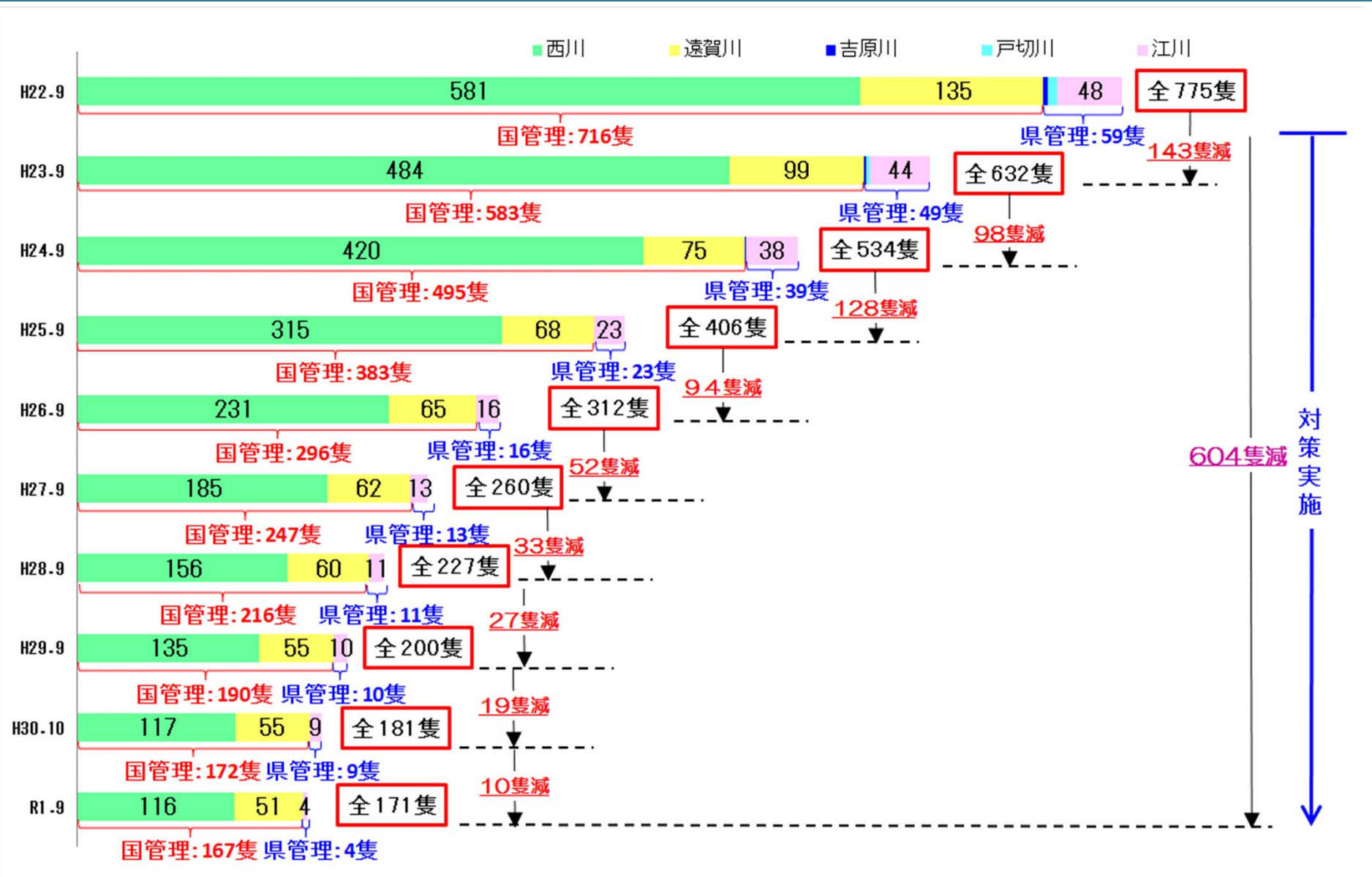
## 段階的に設定する重点的撤去区域（第1期～第5期）



# 遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

| 年度          | 月                           | 会議・協議会等                                                                       | 計画策定・重点的撤去区域の設定等                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H21         | 5月<br>8月<br>11月<br>3月       | ・第1回 西川利用対策会議<br>・第2回 西川利用対策会議<br>・第3回 西川利用対策会議<br>・第4回 西川利用対策会議              |                                                                                                                                            |
| H22         | 6月<br>9月<br>11月<br>1月<br>2月 | ・第5回 西川利用対策会議<br>・第1回 遠賀川河口域利用対策協議会<br>・第1回 遠賀川下流部利用者会議<br>・第2回 遠賀川河口域利用対策協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表</li> <li>・『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）</li> </ul>         |
| H23         | 6月<br>12月<br>2月<br>3月       | ・第2回 遠賀川下流部利用者会議<br>・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会                                        | <div>第1期重点的撤去区域の対策実施</div> <div>↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点）</li> </ul>           |
| H24         | 4月<br>11月<br>1月<br>3月       | ・第3回 遠賀川下流部利用者会議<br>・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会                                        | <div>第2期重点的撤去区域の対策実施</div> <div>↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）</li> </ul>          |
| H25         | 4月                          |                                                                               | <div>第3期重点的撤去区域の対策実施</div> <div>↓</div>                                                                                                    |
| H26         | 6月<br>8月<br>9月<br>10月       | ・第4回 遠賀川下流部利用者会議<br>・第5回 遠賀川河口域利用対策協議会                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『第4期（その1） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）</li> </ul>                                              |
| H27         | 2月<br>3月                    | ・第5回 遠賀川下流部利用者会議                                                              | <div>第4期重点的撤去区域（その1）の対策実施</div> <div>↓</div>                                                                                               |
| H28         | 4月<br>6月<br>7月              | ・第6回 遠賀川河口域利用対策協議会                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『第4期（その2） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H28.2月時点）</li> </ul> <div>第4期重点的撤去区域（その2）の対策実施</div> <div>↓</div> |
| H29         | 1月                          |                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>※H30年1月に4期（その2）の船は全て無くなった<br/>自主撤去67隻、簡易代執行0隻<br/>行政代執行0隻、塵芥処理2隻</li> </ul>                         |
| H30         | 5月<br>7月                    | ・第6回 遠賀川下流部利用者会議<br>・第7回 遠賀川河口域利用対策協議会                                        | <div>沈没船等撤去対策実施</div> <div>↓</div>                                                                                                         |
| R1<br>(H31) | 10月                         | ・第7回 遠賀川下流部利用者会議                                                              | ※対象隻数：5隻                                                                                                                                   |

# 遠賀川河口域における係留船舶数の推移（国管理区間＋県管理区間）



平成22.9から令和元.9までの間に全体で **604隻** の係留船が減少している。